

平成28年度までに認定を受けた方の接続の同意を証する書類 ※新認定制度への移行手続にあたり必要となるもの

旧一般電気事業者による買取(低圧/高圧/特高 すべて共通)

接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		
工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合
工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	
①工事費負担金契約書 ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①の最下段の契約締結日」or「②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日。 ①及び②が発行されている場合は、②の発行日が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日	【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①系統連系承諾通知書 ②工事費負担金請求書 ※1 「①+②」をもって接続同意 (②のみしかない場合は、当社窓口へお問い合わせください。) ※2 「②の右肩の発行日」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日 【平成29年4月1日以降の接続同意分】 -	【平成29年3月31日以前の接続同意分】 ①系統連系承諾通知書 ②系統連系に係る契約のご案内 ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①の右肩の発行日」or「②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日 ※3 接続契約日＝接続同意日 【平成29年4月1日以降の接続同意分】 「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ (当該書類に0円と記載している)

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。

※掲載の様式は一例です。(案件ごとに内容が変更となる可能性があります。)

平成29年度以降に認定を受ける方の接続の同意を証する書類 ※新認定の取得手続にあたり必要となるもの

旧一般電気事業者による買取(低圧/高圧/特高 すべて共通)

接続の同意を証する書類の名称(下線太字で記載されているもの)		
工事費負担金がある(1円以上)場合		工事費負担金がない(0円)場合
工事費負担金の額を契約書類に記載している場合	工事費負担金の額を契約書類に記載していない場合	
①工事費負担金契約書 ②系統連系に係る契約のご案内 ③工事費負担金請求書 ※1 「①」or「②」をもって接続同意 ※2 「①の最下段の契約締結日」or「②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付」が接続同意日。 ①及び②が発行されている場合は、②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付が接続同意日。 ※3 接続契約日＝接続同意日 ※4 ②に設備住所の記載がない場合は、②+③をもって接続同意。 ②の”4.系統連系に係る契約の成立について”に記載の日付が接続同意日	-	「工事費負担金の額を契約書類に記載している場合」の書類と同じ (当該書類に0円と記載している)

※契約内容の変更があった場合は上記一覧表に記載の書類と異なる場合があります。

※掲載の様式は一例です。(案件ごとに内容が変更となる可能性があります。)